

平成 17 年度 第 12 回官業民営化等WG・第 26 回市場化テストWG
追加資料要求項目（文部科学省）

ヒアリングを行った貴省所管の独立行政法人について、下記のとおり追加資料・追加質問項目の提出をお願いいたします。なお、今後、当会議において引き続き市場化テストを含む民間開放の推進について検討を深めていくこととしており、その議論を踏まえ、追加質問などを行う場合があることを念のため申し添えます。

○ 科学技術振興機構

1. 科学技術振興調整費によりなされた研究が科学技術の振興にどのように寄与したのか、また、社会的にどのような成果（効果）を挙げたか（例えば、実践的な研究であれば、それが応用技術に結実して社会に普及した等）について、把握できる範囲で具体的な事例を示されたい。

貴省は、ヒアリングの中で、基礎的・基盤的研究が多いため、成果が現れるのに長い時間が必要であるという主張をされていたが、実際に社会技術や社会政策などの実践的な成果が即効的に求められる特別枠も設けられているはずであり、そうした範疇での成果は把握されていると思料するが、貴省の見解をお伺いしたい。

（答）

科学技術振興調整費について、代表的な社会的成果の事例を以下に紹介する。

○ 日英自動翻訳システムの開発

昭和 57 年から 60 年にかけて行われた「日英科学技術文献の速報システムに関する研究」では、成果として英文の科学技術文献を自動的に日本語に翻訳するシステムが開発された。このシステムは、現在我が国で使われている多くの日英自動翻訳システムの礎となっており、例えば、科学技術振興機構において、この研究成果をもとに昭和 61 年から平成 2 年にかけてホストコンピュータで実用可能な「JICST 日英機械翻訳システム」を開発している。

○ 新たな実験動物の確立

昭和 57 年から 61 年にかけて行われた「実験動物の開発等に関する研究」では、コモンマーマーモセットやスunks（モグラの 1 種）といった、小型ほ乳類の実験動物系統が確立され、現在では、広く実験動物として利用されている。特に、スunks の場合、マウスやラットでは実現できない「乗り物酔い」のモデルとなることから、現在我が国で使われている多くの「乗り物酔い」の薬の開発に貢献している。

○ ダイヤモンド薄膜合成技術

昭和 56 年から 60 年にかけて行われた「高性能材料開発のための表面・界面の制御技術に関する研究」では、ダイヤモンド薄膜の常温気相合成技術（イオンビームスパッタ法）が開発され、この技術は、後に特許化され、例えば半導体材料に応用されるなど、工業分野で広く活

用されている。

○緊急的な課題への対応

科学技術振興調整費では、年度内に発生した緊急的な政策課題への対応を図ってきており、その中からも成果が得られている。例えば、平成13年に行われた「牛海綿状脳症（BSE）診断法の標準化に関する緊急調査研究」では、信頼性の高いBSEの診断方法が確立され、現在我が国で行われている食用牛の全頭検査における診断法として活用されている。また、平成15年に行われた「重症急性呼吸器症候群（SARS）の診断及び検査手法等に関する緊急調査研究」では、SARSの原因となるコロナウイルスを1時間以内に検出できる検査キットが開発され、現在臨床でも使われている。

2. 基礎的・基盤的な研究の成果を評価するためには、長期的なスパンからの視点が必要であることは理解できるが、例えば20年等といった長い時間が経過した後、どのようなベンチマークをもって、どのようなシステムにより個別の研究成果を評価する仕組みが決まっているのか、その仕組みをご教示願いたい。

その際、そうした研究結果の評価を行う総合的な機能を仮に「総合科学技術会議」が担っているとしても、貴省とJSTが担当され、研究費の配分を行ったものの成果に関する評価手法については、当然、貴省から責任をもった回答がなされるべきであると考えられるが、貴省の明確な見解をお伺いしたい。

なお、ヒアリングの中で、「総合科学技術会議」が定めている大綱的指針に基づき、文部科学省が策定している評価指針において、長期的な視点から、終わってすぐではなく、ある程度の期間が経過してから研究成果を評価することの重要性をうたっているとの説明があったが、現時点で、研究成果の長期的な評価手法・基準についてどのようなことが決まっているのか、これに関する資料の提出をお願いしたい。

（答）

一般論としては、総合科学技術会議が行う科学技術基本計画のレビュー調査等において、科学技術政策全体を見渡してそれぞれの施策の成否、達成状況等を評価し、以降の方針の策定等に活かしている。

科学技術振興調整費としては、本年度に改定された「国の研究開発評価に関する大綱的指針」及びこれを受けた「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」を踏まえ、平成17年度評価より、追跡評価を実施することとしている。追跡評価では、終了後数年程度時間が経過した課題について、その影響等を調査することを目的としており、プログラムオフィサーが調査を行い、とりまとめることとしている。平成17年度については、終了後5年が経過した総合研究プログラムの課題について追跡評価を行うこととしている。なお、追跡評価の在り方については、今回の結果も踏まえつつ、更に検討・改善を行っていく予定である。（参考：「科学技術振興調整費による実施課題の評価の進め方について」）

3. 当会議では、国や公共が市場・民間活動に関与する場合には、公共経済学の視点から、

市場の失敗としての外部性、 価値財性、 市場の失敗としての情報の非対称性
といった状況が明確に存在し、その是正を図る上で当該関与が必要十分であることが客観的かつ合理的に説明できることが必要と理解しており、同時に、公共の側には、その関与が正当なものであると主張する限り、それを国民に明白な形で客観的かつ合理的に説明すべき義務があるものと認識している。

この観点から、科学技術振興調整費の配分業務をなぜ民間に任せると市場の失敗が起こるのか、公共として関わらなければならない必要十分条件は何なのかについて、貴省の見解をお伺いしたい。

また、その際には、『内閣府の「総合科学技術会議」の基本方針に従って、法人に事務を委託しているものであり、一義的に回答すべき立場にはない』というようなスタンスではなく、あくまでも貴省として責任ある回答をお願いしたい。

(答)

科学技術振興調整費を含む競争的資金制度では、「競争的研究資金制度について（意見）」（平成15年4月21日総合科学技術会議）を踏まえ、プログラムオフィサーの配置などの制度改革を進めている。科学技術振興調整費の審査等の事務の一部の独立行政法人への委託についても、これを踏まえたものである。同報告書では、配分事務を本省で実施している制度は、それが制度の拡充、弾力的な運用体制の構築の制約となっている可能性があることから、競争的資金の配分に当たっては、各配分機関が専門性と特徴をもって、戦略的・機動的に業務を遂行すべきである、とし、独立した配分機関体制への移行を提言している。

科学技術振興調整費においても、同報告書の趣旨を踏まえ、独立配分機関構築への第一歩として、審査、評価、課題管理等の従来本省で実施してきた事務を独立行政法人（科学技術振興機構）へ委託することとしている。これらの事務は、単に文部科学省に代わって定型的な業務を行うというものではなく、競争的資金を配分する独立配分機関として専門性を活かしながら行う業務であり、かつ、総合科学技術会議の方針等を踏まえて一定の政策的判断を行いながら行うことが必要な業務である。実際、本省の制度であるため最終的な意思決定は文部科学省が行うが、実際の事務の実施に当たっては相当程度の裁量を独立行政法人（科学技術振興機構）に委ねることとしている。このことから、一定の公共性を有する機関が当該事務を実施することが必要不可欠であると考えている。

なお、欧米諸国においても、公的な競争的資金は政府機関又はその外郭団体（米国では、国立科学財団や国立衛生研究所、英国では研究評議会など）が実施しており、民間にその事務を行わせている例はない。

- 4．科学技術振興調整費の配分が適正に行われ、その結果、社会的にも最大限の効果を生むことを可能とするためには、その前提として、当該研究費を受けて行われる研究の審査、事後評価に際して、適切なチェックが行われることが必要である。

こうした観点から、前回のヒアリングの追加質問項目において、審査・事後評価を行う担当者が、その分野の研究を審査、評価するに値する適格性を有しているかどうかを確認するため、その学歴・学位・専門分野・研究実績等を明らかにし、具体的に論証されるようお願いしたところである。

議事録においても、この資料要求に対して貴省が了解されたことは確認できており、また、貴省所管の他の独立行政法人について、同様の追加資料をお願いしたところ、正確な資料をいただいております。同一省内の整合性を図られる観点からも、早急に作業のうえ、資料の提出をお願いしたい。

なお、貴省は、当該資料に関して、『内閣府の「総合科学技術会議」の方針に従って決めているだけで、それ以上のものはない』と主張されるが、当会議は、規制改革・民間開放の必要性を見極める観点から、当該業務を貴省及びＪＳＴが行っていることの妥当性を責任をもって審査しているものであり、実際の業務を担われている当事者として、責任ある対応をお願いしたい。

（個人情報保護の観点から、氏名は明らかにしなくてもよいが、研究テーマごと（チーム単位等）の関連が分かる形でご教示願いたい。

（答）

平成１６年度中間・事後評価における評価ＷＧメンバー及び平成１７年度審査における審査ＷＧメンバーの略歴を提出する（別紙）。ただし、本資料は、独法職員のデータを提出した他法人の場合と異なり、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」第９条第２項第３号の規程に基づき、文部科学省が独立行政法人科学技術振興機構から提供を受けた資料であることから、資料としては非公開の扱いとしていただきたい。

５．国や公共が市場・民間活動に関与する場合の条件については、上記１において述べたところであるが、毎年度、収入の２億円に対して支出が約３０億円という収支的に完全な赤字である「日本科学未来館」について、その赤字を国費で補填することの合理性、及びどこに市場の失敗があるのかについて、貴省の見解をお伺いしたい。

（答）

科学技術基本法第１９条は、「国は、青少年をはじめ広く国民があらゆる機会を通じて科学技術に対する理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における科学技術に関する学習の振興並びに科学技術に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。」と定めている。

また、科学技術基本法第３条は、国の責務として、「国は、科学技術の振興に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。」と規定しており、また、同法第９条（科学技術基本計画）は、「政府は、科学技術の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、科学技術の振興に関する基本的な計画（以下「科学技術基本計画」という。）を策定しなければならない。」と定めている。第２期科学技術基本計画は、「科学技術の側から、高度化・複雑化する科学技術に関する情報が、日常的に、しかも分かりやすい形で提供されなければならない。」「科学技術の振興に当たっては、国民の理解増進に努める必要がある。このため、研究機関の公開や博物館・科学館等の機能の発揮を図るとともに、メディア等を通じて科学技術をわかりやすく伝える機会を拡充する。」「幼児期から高齢者までの社会教育においても、高等教育機関や博物館・科学館等を活用して、科学技術の基本原則や新たな動向などについて興味深く学習できる機会の拡充とその内容・指導の充実を促す。」等と定めている。更に、第３期科学技術基本計画に向けて取り纏められた「科学技術基本政策策定の基本方針」においても、国民の科学技術への主体的な参加の促進のため、「学校教育や科学館・博物館活動など国民の科学技術への基礎的な理解と関心を

高めるための施策を充実する」等と定められている。日本科学未来館の事業は、このような計画に従って、国の責務として行われているものである。

日本科学未来館における情報提供サービスは、教育と同様、来館者本人の科学技術に対する理解増進につながるのはもちろんであるが、情報提供を受けた来館者が我が国の科学技術の振興・水準の向上及び科学技術関係人材育成に貢献するという大きな外部経済性を有している。言い換えれば、日本科学未来館の事業は、人的資本の形成に貢献しており、その効果は個人にとどまらず、社会全体に及ぶ大きな外部経済性を有している。このため、未来館の利用者からの収入が未来館の運営費を全て賄うことができず、国費投入の必要が生じる。

また、日本科学未来館は通常の科学館・博物館とは異なり、単なる展示ではなく来館者との対話に重点を置き、人を介して最先端の科学技術情報を提供しており、未来館を運営するためにはそのような人材の発掘、育成を行う必要がある。

なお、先般の提出資料にある通り、このような日本科学未来館の活動は国民の幅広い支持と理解を得、来館者数や友の会会員数、ボランティア登録数については、過去着実に増加を記録している。

- 6．現時点において、市場化テストを含む民間開放に関する検討ができない理由として、ヒアリングの中で、中期計画の目標年次が終了していない旨を理由にされたご発言があったが、当会議としては、「独立行政法人の評価委員会が認めた中期計画の期間中は聖域であり、サービスの効率化に係る業務の見直しを行うことは制限される」などとはまったく考えていない。

業務に関して不断の見直しを行い、常にサービスの効率化を図っていくことが公共の責務であり、こうした観点から、中期計画の期間中であっても、各業務に関する市場化テストを含む民間開放の可能性について、真摯に検討すべきであると考えているが、貴省の見解をお伺いしたい。

（答）

「業務に関して不断の見直しを行い、常にサービスの効率化を図っていくことが公共の責務である」という指摘があるが、これについては当省としても同様の見解である。しかしながら、科学技術振興機構は独立行政法人であり、独立行政法人制度の特徴として、中期目標の期間中においては、最大限、理事長への裁量権が付与されている。そのため、サービスの効率化を図るような業務の見直しについては、法人の自主的な判断に基づいて実施されるものであると理解している。